

横浜市と(株)伊藤園が、 「地域活性化に関する包括連携協定」を締結

横浜市（市長 林 文子）と総合飲料メーカーの株式会社伊藤園（東京都、代表取締役社長 本庄 大介）は、本日、キャリア支援や環境保全、防災、食育などの分野において、相互に連携を強化し、横浜における市民サービスの向上を目的として『地域活性化に関する包括連携協定』を締結しました。

今後、本協定をベースに、横浜市の地域活性化に資する取組の実施、検討を進めていきます。

なお、(株)伊藤園が地域活性化について自治体と包括的な連携協定を締結するのは、今回が初めてです。

経緯

横浜市と(株)伊藤園は、本年8月に「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」を締結し、災害時に地域防災拠点などへ物資を供給いただく協力体制を組んでいました。

このたび、(株)伊藤園から、横浜市の公民連携に関する相談や提案を受け付ける窓口となっている「共創フロント」に、発災時の物資供給に止まらず、横浜市と広く連携して地域活性化に関する取組をしていきたいとの御提案をいただき、その後検討を重ね、本日、包括連携協定を締結する運びとなりました。

地域活性化に関する包括連携協定の対象分野

以下の5分野について連携します。

1. キャリア支援に関すること
2. 環境保全に関すること
3. 防災に関すること
4. 食育に関すること
5. その他、上記以外の市民サービスの向上・地域社会の活性化に関すること

主な取組内容(直近で実施予定のもの)

(1)【キャリア支援】様々な主体の就労支援に貢献します！

- 若年無業者やひきこもり状態にある若者たち、および障害のある方の職業能力の向上のため、(株)伊藤園の市内拠点（新横浜支店等）において実習を受け入れるための準備を進めています。
- 市立小中学校で、商品が生まれてから子どもたちの手元に届くまでのマーケティング全般をテーマにしたキャリア教育プログラムを行います。

(2)【環境】環境保全に貢献します！

- 水道局が進める「水源エコプロジェクト (W-eco・p: ウィエコップ)」へ参画し、3年間で3ヘクタールの水源かん養林の整備（間伐、枝打ち、下草刈りなど）にご協力いただきます。
なお、この取組は本協定に基づく最初の取組として、本日、水道局と(株)伊藤園との間で、別途「水源エコプロジェクト」の協定を締結しました。
- (株)伊藤園が独自に開発した茶殻リサイクルシステム（※）から誕生した製品のうち、「お茶入りベンチ」100台をご提供いただきます。



※ 茶殻を乾燥処理などの環境負荷をかけず、水分を含んだまま保存しリサイクルするシステム。

(3) 【防災】 災害時用備蓄や防災などに貢献します！

- 災害時用に、長期保管できる野菜飲料（「1日分の野菜（190g/缶）」、賞味期間：24ヶ月）を2万本ご提供いただきます。
- 「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」に基づき、災害時に御協力をいただきます。



(4) 【食育】 お茶文化の継承に貢献します！

- 市内公共施設において、市民向けにお茶のいれ方や健康に関するセミナーを実施します。
- ヨコハマいきいきポイント（横浜市介護支援ボランティアポイント事業）の、介護支援ボランティア向けスキルアップ研修会において、お茶のいれ方や健康に関するセミナーの実施を予定しています。
- 市立学校食育出前講座として、「お茶と健康教室」と題するプログラムの実施を予定しています。



(5) 【その他】 上記以外の市民サービスの向上・地域社会の活性化に貢献します！

- (株)伊藤園が独自に開発した茶殻リサイクルシステムを、市内中小企業の新製品の開発等に結びつくように、企業間連携を進めます。
- 本市主催の各種イベント、キャンペーン、事業等へ御協力いただきます。
(例：横浜消防出初式 2013 への協賛、ヨコハマいきいきポイントへの協賛 等)

その他、今回の協定締結を契機として、横浜市・(株)伊藤園が相互に連携して、より多くの事業などを実施していけるよう進めてまいります。

お問い合わせ先		
政策局共創推進課長	荻谷 恵司	Tel 045-671-4391

横浜市と株式会社伊藤園との地域活性化に関する包括連携協定書

横浜市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、市民サービスの向上と地域の一層の活性化に資するため、以下のとおり地域活性化に関する包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲と乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）キャリア支援に関すること
- （2）環境保全に関すること
- （3）防災に関すること
- （4）食育に関すること
- （5）その他、上記以外の市民サービスの向上・地域社会の活性化に関すること

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（協定の見直し）

第2条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第4条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成24年11月28日

甲 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市長 林 文子

乙 東京都渋谷区本町3-47-10
株式会社伊藤園
代表取締役社長 本庄 大介